

国土交通省
インフラ長寿命化計画（行動計画）
【官庁施設分野 抜粋版】

平成26年度～平成32年度

平成26年5月21日

国土交通省

目次

| | |
|--------------------------|----|
| I. はじめに | 1 |
| II. 国土交通省の役割 | 1 |
| III. 計画の範囲 | 1 |
| 1. 対象施設 | 1 |
| 2. 計画期間 | 1 |
| IV. 対象施設の現状と課題 | 1 |
| V. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し | 1 |
| VI. 必要施策に係る取組の方向性 | 2 |
| 1. 点検・診断／修繕・更新等 | 2 |
| 2. 基準類の整備 | 4 |
| 3. 情報基盤の整備と活用 | 5 |
| 4. 個別施設計画の策定・推進 | 6 |
| 5. 新技術の開発・導入 | 7 |
| 6. 予算管理 | 8 |
| 7. 体制の構築 | 9 |
| 8. 法令等の整備 | 10 |
| VII. フォローアップ計画 | 11 |

I. はじめに

II. 国土交通省の役割

国土交通省の任務は、国土交通省設置法第3条の規定において、「国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の統合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。」とされており、その任務を達成するための事務を所掌している。このため、各インフラの的確な維持管理・更新等が行われるよう、体制や制度等を構築するという、いわゆる「所管者」としての役割を担っている。

一方、各事業等に係る法令等に基づき、自らがインフラの「管理者」として、的確な維持管理・更新等を実施する役割も担っている。

このため、本行動計画では、これらの二つの立場から国土交通省として取り組むべき施策のとりまとめを行い、国土交通行政全体として、戦略的な維持管理・更新等に向けた取組を強力に推進する。

III. 計画の範囲

1. 対象施設

国土交通省が維持管理・更新等に係る制度や技術を所管するインフラについて、法令等で位置付けられた全ての施設を対象とする（具体的な対象施設は次表のとおり）。

| 分野 | 対象施設 | 主な根拠（関連）法令等 |
|------|--------------|------------------------|
| 官庁施設 | 官庁施設（庁舎、宿舍等） | 官公庁施設の建設等に関する法律第13条第1項 |

2. 計画期間

平成26年度（2014年度）を初年度とし、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた平成32年度（2020年度）までを計画期間とする。

IV. 対象施設の現状と課題

V. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

VI. 必要施策に係る取組の方向性

「IV. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

(工程表は別紙2)

1. 点検・診断／修繕・更新等

⑬ 官庁施設

- ・国土交通省が管理する官庁施設については、法令や告示に基づき定期（建築物の敷地及び構造は3年以内毎、建築設備は1年以内毎等）に点検等を継続する。
- ・また、各省各庁が管理する官庁施設については、管理者に対し保全の実施状況の調査（保全実態調査）とその結果に基づく保全指導を実施し、メンテナンスサイクルの確実な実行に向けた取組を継続する。

| 施設 | 所管者としての取組 | 管理者としての取組 |
|-----------------------------------|---|---|
| 官庁施設 (・庁舎 ・宿舎 等) | <p>○相談窓口の機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省各庁や地方公共団体等を対象に、各地方整備局等の営繕部等を相談窓口とし、技術的支援を継続する。 <p>○基準類・マニュアル等の整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、各省各庁に対し、毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修・講習等やHP等を通じて周知徹底等を継続する。 ・保全実態調査により保全の実施状況が良好でない官庁施設を把握した上で、各省各庁に対して次の必要な取組を行うよう、保全指導を継続する。 <ul style="list-style-type: none"> 一建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律等の関係法令に基づく定期点検の確実な実施 一保全の基準に基づく建築物の各部等の保全の確実な実施 ・上記の取組等により、各省各庁が管理する庁舎等（官庁施設のうち、宿舎以外の施設）について、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設の割合が向上するよう、引き続き適切に保全指導を行う。 <p>※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等</p> | <p>○点検・診断／修繕・更新等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」に基づき、年に1回以上の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。 ・保全については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づく建築物各部等の保全を確実に実施するなどにより、国土交通省が管理する庁舎等（官庁施設のうち、宿舎以外の施設）について、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設の割合を、平成29年度までに80%以上となるよう取組を継続する。 <p>※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価</p> <p>○研修・講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を対象とし、各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修等において、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集、周知徹底する。 <p>○担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>の実施状況、施設状況等を評価</p> <p>○研修・講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各省各庁や地方公共団体等の職員を対象とし、点検方法や適正な保全の実施に関する講習や情報提供を行う「官庁施設保全連絡会議」等について、各地方整備局等の営繕部等において、毎年開催する。 ・ 地方公共団体の職員を対象に、官庁営繕部が毎年開催する「全国営繕主管課長会議」において、公共建築物の老朽化対策・長寿命化について情報交換を行う。 <p>○戦略的な維持管理・更新のために、官庁営繕部及び各地方整備局等の営繕部等が施設を整備する立場から実施する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定地域内の官庁施設の群としての効率的かつ効果的なファシリティマネジメントを行うため、平成 26 年度中に地域毎に官庁施設の整備構想を策定し、計画的な整備を推進する。また、長寿命化を図って徹底利活用することが効果的な庁舎については、躯体の保護、防災設備及び建物ライフラインの劣化防止等の長寿命化事業を推進する。 ・ 官庁施設の整備に関する企画立案に活用するため、平成 27 年度から既存施設の現況等を把握するための施設カルテの作成・運用を開始する。 ・ 官庁施設の整備に当たっては、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」に基づき、構造体は長期間の使用に耐えるものとし、構造体以外の部分は修繕又は更新の合理的な周期に見合った耐久性を有するものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託の実施を継続的に推進する。 |
|--|--|---|

2. 基準類の整備

⑬ 官庁施設

- ・ 官庁施設の定期点検については、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）等で実施方法が定められている。
- ・ また、保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」で建築物の各部等の保全されている状態とその確認方法等を定め、基準類の体系化を図っている。
- ・ 今後、これらの基準類に基づく取組を通じて、技術的知見を蓄積・分析し、適時・適切に改定を行う。

| 施設 | 所管者としての取組 | 管理者としての取組 |
|---------------------------------|--|-----------|
| 官庁施設 （ ・ 庁舎 ・ 宿舍 等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検については、以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> －官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年6月施行） －国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年11月施行） －国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年11月施行） ・ 官庁施設の保全については、以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> －国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年6月施行） －国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成17年6月策定） ・ 上記の基準類については、長寿命化に関する技術的知見の蓄積等を踏まえ、適時・適切な改定を行う。 | |

3. 情報基盤の整備と活用

⑬ 官庁施設

- ・ 官庁施設においては、平成 17 年度から、インターネットを通じて保全情報を蓄積・分析する「保全業務支援システム」を運用してきたところであるが、新たなニーズに対応するため、25年度にシステムを改良し、26年度から新たに「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N（Building Information system for Maintenance and Management Support in National government））」として運用を開始する。
- ・ 同システムを活用し、保全の適正化が図れるよう保全指導を実施する。

| 施設 | 所管者としての取組 | 管理者としての取組 |
|-------------------------------------|--|---|
| 官庁施設 (・ 庁舎 ・ 宿舎 等) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度中に、全ての官庁施設を対象に、保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」に蓄積する。 ・ 引き続き、各省各庁に対して保全実態調査を実施し、情報の更新を毎年実施する。 ・ 地方公共団体が利用するデータベースへの情報の蓄積・更新ができるよう、技術的支援を継続する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度中に、国土交通省が管理する全ての官庁施設を対象に、保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」に登録する。 ・ 平成 27 年度以降は、情報の更新を毎年実施する。 ・ 蓄積した情報は、各施設管理者並びに官庁営繕部及び各地方整備局等の営繕部等で共有する。 |

4. 個別施設計画の策定・推進

(1) 対象施設

| 分野 | 対象施設 |
|------|---|
| 官庁施設 | 庁舎、宿舍等 (建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に規定する定期点検の対象外の施設を除く) |

⑬ 官庁施設

- ・ 対象となる官庁施設について、個別施設計画の策定を推進する。
- ・ 個別施設計画は、「中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画）」及び「保全台帳（点検や修繕履歴等を記録する台帳）」によって構成されることを基本とし、必要に応じて、基本計画の「Ⅳ. 2. ⑤対策内容と実施時期」において記載された機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。
- ・ また、その策定状況について、各省各庁との連絡調整会議等を通じて情報交換を行う。
- ・ 中長期保全計画は、5年以内毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

| 施設 | 所管者としての取組 | 管理者としての取組 |
|-------------------|--|---|
| ・ 庁舎 ・ 宿舍 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別施設計画を構成する「中長期保全計画」及び「保全台帳」が適切に作成されるよう、保全指導を継続する。 ・ 「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」の機能を用いた「中長期保全計画」及び「保全台帳」の作成方法を周知し、これらの作成を引き続き支援する。 ・ 各省各庁との連携のもと、個別施設計画の策定を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度までに、全ての個別施設計画の対象施設において、「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」を活用するなどして、「中長期保全計画」及び「保全台帳」を作成し、必要に応じて、対策内容を追加することにより、個別施設計画の策定を完了する。 ・ 策定した個別施設計画は、適宜、更新する。 |

5. 新技術の開発・導入

⑬ 官庁施設

- ・ 建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等について、有用な新技術の把握とその現場導入・普及に努める。

| 施設 | 研究開発 | 現場展開 |
|-----------------------------------|------|---|
| 官庁施設 (・庁舎 ・宿舎 等) | | <ul style="list-style-type: none">・ 建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている各施設における取組を収集し、適用条件等を整理した上で、各省各庁及び地方公共団体に対して、引き続き、参考に情報提供することにより、現場導入・普及を目指す。・ 長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の現場導入・普及を検討する。 |

6. 予算管理

⑬ 官庁施設

- ・ 個別施設計画（長寿命化計画）に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の導入により、トータルコストの縮減、平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

| 施設 | 所管者としての取組 | 管理者としての取組 |
|-------------------------------|--|---|
| 官庁施設 （ ・庁舎 ・宿舎 等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各省各庁や地方公共団体等の保全業務の適正な実施に必要となる費用の算出について、引き続き技術的支援を実施する。 ・ 各省各庁が「中長期保全計画」に基づき、計画的な更新等を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「Ⅵ. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。 <p>（以下は、官庁営繕部が施設を整備する立場から実施する内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トータルコストの縮減と予算の平準化を図るため、平成 26 年度中に、各地域における官庁施設の整備構想を踏まえた、中長期における官庁施設の整備計画を策定する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「Ⅵ. 4. 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「Ⅵ. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。 |

7. 体制の構築

⑬ 官庁施設

- ・ 専門知識や経験の少ない保全担当者に対する情報提供や研修を行うなど、保全業務の適正化に向けた支援を総合的に推進する。

| 施設 | 所管者としての取組 | 管理者としての取組 |
|-----------------------------------|--|---|
| 官庁施設 (・庁舎 ・宿舎 等) | <ul style="list-style-type: none"> ○技術者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各省各庁において、施設保全責任者が設置され、保全実施体制が確立されるよう、保全指導を引き続き行う。 ・ 前述の「Ⅵ. 1. 点検・診断／修繕・更新等○研修・講習の充実」の取組を継続し、技術者の育成を継続する。 ○管理者等の相互連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前述の「Ⅵ. 1. 点検・診断／修繕・更新等○研修・講習の充実」の取組を継続し、管理者等の相互連携の強化を継続する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○技術者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度中に、自らが管理する全ての官庁施設で施設保全責任者を設置する。 ・ 前述の「Ⅵ. 1. 点検・診断／修繕・更新等○研修・講習の充実」の取組を継続し、技術者の育成を継続する。 |

8. 法令等の整備

⑬ 官庁施設

- ・ 今後も、官公庁施設の建設等に関する法律及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を進める中で、必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

Ⅶ. フォローアップ計画

本計画を継続し発展するため、「Ⅵ. 必要施策に係る取組の方向性」の「施設毎の具体的な取組」を引き続き充実・深化させる。

併せて、上記の取組も含む計画に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策の課題の整理と解決方策等の検討を行うため、必要に応じ、「社会資本の老朽化対策会議」等においてフォローアップを行う。

また、必要に応じ、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において報告するとともに、他省庁との連携方策のあり方についても適宜見直しを行う。

本計画の取組の進捗や、各分野における最新の取組状況等については、以下の国土交通省ホームページ等を通じて積極的に情報提供を図る。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_mn_000003.html